

議会運営委員会記録

令和8年9月8(火)

開議 13 時 32 分

閉議 15 時 10 分

第 4 委 員 会 室

出席者

〔委 員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、
西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員、佐々木議員
〔事務局〕下間局長

議 題

1 請願審査

(1) 請願第124号 市民への接触制限等に係る行政プロセスの客観的検証、および
地方自治法に基づく議会の監視機能と請願審査義務の適切な履
行を求める請願について **【賛成なし 不採択】**

(2) 請願第125号 議会事務局業務のDX・効率化についての検討を求める請願につ
いて **【賛成多数 採択】**

※【浜田市議会委員会条例第64条第2項の規定による附帯意見】
ただし、AI・DX等の活用検討については、現行の事務局体制等
を踏まえ、事務局において適宜判断して進められたい。

(3) 請願第126号 請願の提出件数のみによる評価の見直し及び「声なき市民の声」
を反映する議会審議のあり方についての検討を求める請願につ
いて **【賛成多数 採択】**

2 その他

・委員会活動レポート（議会だよりVo1.83）の原稿について（委員間で協議）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 32 分 開議]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 請願審査

○岡本委員長

請願 3 件が付託されているので、順次審査を行う。

(1) 請願第 124 号 市民への接触制限等に係る行政プロセスの客観的検証、および地方自治法に基づく議会の監視機能と請願審査義務の適切な履行を求める請願について

紹介議員に確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

紹介議員から発言があるため認める。

○森谷議員

私が市役所の職員への接触を禁じられ、市の窓口で対応を拒否されて法律事務所に行くよう指示された。その原因は不当要求者の関係者とされているためらしいが、開示請求をしたところ、弁護士事務所からは関係者でも不当要求者でもないと言われた。不当要求者でも関係者でもない私だけが弁護士と話さなければならないのか、浜田市の職員に質問してはいけないのかということから始まったものである。

前回の審査における各委員の反対理由の対照表には、議会が判断すべきではない、適正に処理されているから問題ないなど書いてある。しかし、専門家に聞くと、これらは職責の否定であり、判断を回避すること自体が法に反するし、証拠を何一つ確認せずに適正とみなしているとのことである。各委員は自分なりの常識で判断すると思うが、法治国家なので、法律や条例のルールを把握した上で常識を使って判断しなければならない。無免許運転のようなものである。そこをよく考えて、採決で賛成するなり反対するなりしてほしい。

○岡本委員長

ただいま紹介議員から発言があった。委員から確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

採決に入る前に、この件について自由討議の希望はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、採決に入る。採決においては、「採択」、「不採択」という言葉が聞き取りにくいので、発言時には「賛成」か「反対」かを発言し、反対の場合は必ず反対理由を述べてほしい。

先に、本請願について継続審査を望まれる方は、挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対や、意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○沖田委員

議会に調査権があることと、この請願への個別の判断というのは別の問題である。これを議員がそれぞれの委員としての立場として判断したものであり、私はそれを尊重したいので、反対である。

(「違うよ。理解してないじゃないか。賃金でるのにそんなレベルではおかしい。何なんだ。」という声あり)

○岡本委員長

傍聴席は静かにお願いします。ほかに意見はあるか。

○柳楽委員

この不当要求の請願は、総務委員会に出され、そこで審査を行うに当たり、不当要求行為を行ったという方の話も聞き、なおかつ執行部の話も聞いて確認をしているところである。その両方の話を伺った上で、これは議会としてなかなか判断が及ぶところではないという判断をして、不採択としているので、その判断と変わりはないということで反対としたい。

(「私は関係ない。ただの市民なんだから。何を言っているのか。おかしいじゃないか。訳のわからないことを言っている。」という声あり)

○岡本委員長

紹介議員静かにしてほしい。ほかに意見はあるか。

○今田委員

議会は行政と市民との個別案件における事実関係の認定をする機関ではないため、反対である。

○村木委員

私も反対である。議会の検査権はあるものの、今回の個別の当事者間における事実関係の認定等については、議会の監視に及ぶものでないため。

○足立委員

この請願に書かれている議会の行政監視機能の重要性については、認識し同意できる部分もある。ただ、本請願においては個別具体的な紛争について、地方自治法第98条の検査権という特定の手法を用いて、議会が事実認定を行うことを求める請願である。また、過去の議会審査が違法であるか、あるいは審査義務の放棄であるという前提についても、そのように断定できるだけの根拠は確認できない。したがって、本請願には賛同できず、反対である。

○大谷委員

議員は市民から負託を受けて、様々な監視機能などの業務に当たるわけであるが、こうした事柄に関して、議員の良識と見識を総合的に勘案する中で、それぞれの議員が判断したことであり、それぞれの議員の判断は尊重されるべきである。したがって、

この請願については反対である。

○西田清久委員

私も議会として主体的に検査、検証していくことは大事なことであると思うが、これまでの過去の請願に対することもあり、なかなか検証までには判断しづらい部分があるため、反対である。

○小川副委員長

これは過去に審査をして判断をした内容と同趣旨の請願になっている。個別の行政処分や職員の対応の是非を繰り返して議会に持ち込むことは、請願制度の趣旨を逸脱しているという意味で、反対である。

○岡本委員長

それでは、請願第 124 号について採決する。

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手なし)

挙手なしにより、本請願は不採択とすべきものと決した。

(2) 請願第 125 号 議会事務局業務の D X ・効率化についての検討を求める請願について

○岡本委員長

紹介議員に確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

紹介議員から発言があるため認める。

○森谷議員

国や県は A I を活用し、コストとメリットを分析しながら様々な事業を始めるよう既にやっている。A I が全て正しいわけではないが、入力すればある程度の回答を得られるため、何もやらないよりは良い。浜田市の副市長は、A I の数字を議会で述べるわけにはいかないと言うが、部下の間違った数字を信じて議会で言っている。A I も部下のように業務を効率化するツールとして使わなければならない。昔の電卓やパソコンと同じようなものであり、現状より良くなると思う。市長も D X 推進と言っているが、掛け声だけで職員が動いていない。市長の号令に合わせて動くということも兼ねて、A I 化を進めようという請願である。

○岡本委員長

ただいまの発言について、質問等はあるか。

○柳楽委員

森谷議員に確認するが、現在、議会事務局も議員が審査や取組課題の調査を進めやすいように、A I を活用して様々な資料を提供していると認識しているが、森谷議員としては、まだそれでは足りないという認識なのか確認したい。

○森谷議員

私は、現場に赴き、どのように使っているかまで確認している。D X 推進の担当

課長のところにもスタッフがおり、分からない部長には派遣して教えるなどしている。浜田市ではA Iを使ったことがない課長が半分以上を占め、使ったことがない人がほとんどである。どこでA Iを使っていると判断されているのか教えてほしい。

○柳楽委員

これは議会事務局の業務ということで考えてよいか。

(「市役所全体である」という声あり)

請願の表題に議会事務局業務とあるので、そのように確認をさせていただいた。

○森谷議員

では、議会事務局ということで良い。議会事務局もやっているとは思わない。私が全部教えている。今回の議案質疑でも、整理しようと言えは整理してくれて、質問の整理はできるはずである。全然やっていない。

○岡本委員長

採決に入る前に、この件について自由討議の希望はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて、反対や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見を願います。

○大谷委員

先ほどのやり取りから、紹介議員も題目についての認識が欠けている状況であり、請願として十分なものが出ていないと捉えた。方向性については理解するが、議会事務局の現状も大変厳しい状況であるため、これを早急に議会事務局の業務に当てはめることについては慎重であるべきという観点から、反対である。

○足立委員

A I、D Xについては、現在及び今後の議会事務局においても当然必要になる。ただ、最終的には人による確認が大前提の活用になる。この請願の中にも書いてあるが、人員削減そのものを求めているわけではないと明確にされている。人員削減を伴わないA I等の活用については、限られた人員をより重要な業務に振り向けるという趣旨に賛同できるため、私としては賛成という立場である。

○小川副委員長

人員の適正配置や業務の効率化、見直しという言葉が出ているが、これは不断に行われていることだと思う。議会運営に関することも含めて、議会事務局の体制の在り方は、議会事務局や議会が主体的に判断して管理すべきであると思う。したがって、外部からの指示や検討要請を前提にするものではないため、私としてはこの請願については反対である。

○岡本委員長

ほかに意見はあるか。

○柳楽委員

今後とも検討していく必要があるのかもしれないが、現時点でこれ以上の対応は必要ないと思っている。賛成であり意見を付すことができるのであれば、現時点でこれ以上の対応は必要ないという意見を付すことができるのであれば賛成としたいが、そうでなければ反対にしたい。

○岡本委員長

今、柳楽委員から、賛成について意見を付すことが可能であればという意見があった。

(「委員長、どれだけ進んでいるのか、事務局の現状を聞いてみてはどうか。」という声あり)

○下間局長

生成A I の活用については、主に委員会の会議録作成に使用している。これまで 2 日間程度かかっていた作業時間が 4 分の 1 程度に短縮されている。それ以外にも、委員会の資料作成や、協議の際の要点のまとめなどに活用している。また、委員長報告の作成や動画へのタイムスタンプ挿入などにも、事務局としてしっかり活用している。

○岡本委員長

今の対応について事務局から説明があったが、先ほどの意見を付すべきという状況について、皆さんの意見を伺って、それにより賛成、反対の判断になると思う。

○沖田委員

私も意見を付すことに賛成である。

○岡本委員長

皆、それでよろしいか。採決の流れの中で、賛成の場合に意見を付したいという方はいるか。

○西田清久委員

この請願趣旨に関しては、そのとおりだと思う。ただ、検討するペースは議会事務局のペースで、徐々に前に進めてほしい。あくまでも周りからもっと急がせるようなことはないと思う。現在、限られた議会事務局の人数で対応しているが、その中で議会事務局は生成A I やD Xの重要性は分かっているので、これから徐々に進みたいということで、請願に対しては賛成としたい。

○岡本委員長

ほかに意見はあるか。

○今田委員

採択には私も賛成を表明しようと思うが、採択になれば、また委員会のときに後追いをするのか、それとも今の現状で終わるのかという話には今後なっていくと思う。事務局と現状を話しながら、これ以上は少し難しいとか、もう少し余地があるから検討していこうかというのを、今後話を進めていけばよいかと思う。

○大谷委員

再度発言させてもらうが、周りからやれと急かすことは、良いことであっても、職員にとっては精神的な負担になり、出勤できなくなるおそれも多分にある。したが

って、慎重にするという意味で、やはり私は反対として、この件については現時点では不採択とする。

○足立委員

先ほど柳楽委員から意見を付すという話があったが、具体的にどの部分の意見か。

○柳楽委員

私は、先ほど事務局も言ったが、既にやっていると評価をしている。できていることは採択とするというこれまでの流れもある。ただ、これを採択するに当たり、現時点でこれ以上の対応を求めるものではないことを付けておかなければ、過度に事務局に負担が掛かるおそれがあると思い、そのような意見を付したいのである。

○遠藤議員

皆に確認したいが、本請願は議会事務局業務のD X・効率化そのものを求めるのではなく、あくまで検討を求める内容であり、少し論点がずれているのではないか。検討した結果、受け入れる、受け入れないという選択は議会事務局はできると思うため、この請願に反対する議員は、検討すらさせてはいけないということで理解してよいか。

○岡本委員長

委員外議員として、理解してほしい。今の発言は、皆に伝わっていると思う。

(「揉まないといけないではないか。」という声あり)

○岡本委員長

揉みません。

(「なぜか。」という声あり)

○岡本委員長

委員外議員の発言である。

(「採決権はないが、発言権は同じだ。」という声あり)

○岡本委員長

発言はしても審議には入れない。今までもそうであった。

(「してなかった。岡本委員長になってからだ。急に。」という声あり)

○小川副委員長

反対の立場である。この背景には、人員不足による業務多忙を機械導入で補いたいという発想があると思う。しかし、全庁的な人員配置や応援体制により業務が滞らないよう対応している現状を踏まえると、課題はD Xだけではない。問題をD Xのみとする本請願には反対する。

(「だからA I・D Xを活用するんじゃないか。言っていることが逆ではないか。委員長はきちんと采配してくれ。」という声あり)

○岡本委員長

それでは、請願第125号について採決する。

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は採択とすべきものと決した。

ただし、意見を付すということで承認をもらったので、先ほどの意見以外に何かあれば求める。

○足立委員

先ほど柳楽委員が言ったように、事務局のできる範囲のスピードの中で進めてほしいというような意見はどうか。

○岡本委員長

西田清久委員の意見も足したいと思う。正副委員長で作成し、皆に示したい。

ここで暫時休憩する。

[14 時 15 分 休憩]

[15 時 00 分 再開]

会議を再開する。

賛成多数で採択と決まった。付す意見について、足立委員、再度発言をお願いする。

○足立委員

現在の事務局体制の中で検討も含めて事務局にスピード感を委ねる。というような意見である。

○岡本委員長

そのような意見をもらった。この形でまとめてよろしいか。

(「はい」という声あり)

○村木委員

本会議では、意見を付したものの全体で諮るのか。今委員会と同様に1度採択をして、その後意見を付すのか。

○岡本委員長

事務局、説明をお願いする。

○下間局長

意見を付した分は委員長報告で報告し、本会議ではその請願について採択かどうかを諮ることになる。

○岡本委員長

それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

(3) 請願第 126 号 請願の提出件数のみによる評価の見直し及び「声なき市民の声」を反映する議会審議のあり方についての検討を求める請願について

○岡本委員長

紹介議員に確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

紹介議員から発言があるため認める。

○森谷議員

何度も言っているが、私の自己請願が多いことで、紹介議員を2人にしようとか制限の議論があるが、私は町中を歩いて、直接聞いた市民の声の中で、自分が合意したものを請願に上げている。なぜその人が上げないかというと、自分の名前を出すのが嫌な人がたくさんいるからである。私のように何をやっても平気だという人ばかりではない。その人の声が死んでしまうから、私の名前を借りた形にして、その人の声に日が当たるようにしている。実質的には市民からの請願として受け止めてほしい。皆も顔や名前を出すことが平気な人ばかりではないことは分かっているはずである。私に言わせれば、委員の方こそなぜそういう請願が出ないのか不思議である。そういう気持ちなので、善意に考えてほしい。

○岡本委員長

ただいまの発言について、確認したいことはあるか。

○沖田委員

確認だが、我々も市民から意見をもらうことがあり、道路改良や草刈りなど、担当課や市長宛てに要望書を出すことがある。請願で出すより、直接執行権を持っている部局に出すほうがよりスピード感を持って対応できる気がするが、なぜあえて請願なのか。

○森谷議員

そういうものは既に私が直接言っている。スピード感もある。ただ、ここできちんと文書に残すことが大切である。一般質問など記録、進捗度合いが残る。そういう意味で私がスクリーニングをして、載せている。沖田委員が言ったような件については、私は自分で草を刈ったり、担当部署に電話やメールを送ったり、写真を撮ったりなどやっている。

○岡本委員長

ほかに質問等はあるか。

(「なし」という声あり)

では、採決に入る前に、この件について自由討議の希望はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、まず先に本請願について、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○柳楽委員

この請願の表題に、請願の提出件数のみによる評価の見直しとあるが、私自身は

出された件数が多いからということでその内容を判断することはないと思っている。あくまでも出されたものの内容で、賛同できるものは賛成するし、そうでないものは反対しているという認識でいる。市民の声を拾い上げるという必要なところでは一般質問等で取り上げているので、現時点でこの対応は、私は必要ないと思うので反対である。

(「後でいいので、話させてほしい。」という声あり)

○岡本委員長

ほかに意見はあるか。

○小川副委員長

私も、件数だけで判断しているのではないということで、審査プロセスに問題はないと考える。ここに書いてある声なき声の反映については、現行の制度や仕組みの中で十分対応できるということで、この請願には反対である。

○岡本委員長

ほかに意見はあるか。

○大谷委員

声なき声を拾うことは、当然であり、各議員は議員活動の中で声を聞き、それを一般質問に反映している。また、議会としても、地域井戸端会、はまだ市民一日議会において発言の機会を設けて吸収しようとしている。この請願において名前を出すことを避ける意味合いの中で代わりに出しているとであるが、見方を変えれば、請願の重みが下がっていると捉えることもできる。きちんとした意見については、名前を出してもらい提出するのが筋と思う。議会として声なき声を拾おうとしている取組からして、請願にあるような取組は対応する必要はないという意味で反対である。

○岡本委員長

ほかに意見はあるか。

○足立委員

この請願においては、提出件数や提出方法等の形式のみで判断するわけではなく、総合的に考慮して、表面化しにくい市民の意見を議会審議や政策形成につなげる方法について検討してほしいという請願だと受け止めているので、私は反対する理由はないと考える。賛成である。

○岡本委員長

ほかに意見はあるか。

○西田清久委員

地域井戸端会等で市民の声を聞くという、請願の趣旨自体には賛同する。しかし、内容によっては請願ではなく、要望や陳情として扱うべきものもあるのではないか。請願として提出する前に、その辺りをもう少し精査してもらいたいと考え、本請願には反対する。

○森谷議員

私が精査しているのであるから、私の精査にけちをつけるような言い方はしてほ

しくない。また、言葉尻を捉えるのはやめてほしい。提出件数のみと書いてあるからということではない。一つ一つ法律の裁判のようにきちんと精査して提出などできないから雰囲気分かってほしい。確定させた表現をしたらまた全部否定されるため、検討してほしいということであり、検討を望んでいるのである。検討までも否決することとはあり得ない。皆その辺りの私の真意を汲み取ってほしい。

○岡本委員長

ほかに意見はあるか。

○沖田委員

在り方の検討を行うこと自体はやぶさかではない。昨今、定例会議で請願が多く、特に総務委員会が多く、10件を全て丁寧に審査することは正直困難な状況にある。したがって、その辺の優先順位というか、検討の在り方についても検討が必要である。

○岡本委員長

それでは、請願第126号について採決する。

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手あり)

賛否同数であるので、委員長の私が裁決権を行使する。私は、検討という文言を重く受け止めているので、賛成する。

よって、本請願は採択とすべきものと決した。

以上で、議題1、請願審査を終了する。

2 その他

・委員会活動レポート（議会だより Vol. 83）の原稿について

○岡本委員長

本日は、議会運営委員会の委員会活動レポートの原稿作成者を決めたいと思う。

議会広報広聴委員会への原稿の提出締切りは、9月30日水曜日である。

原稿作成をしてもらえる方はいないか。いかがか。

ないようなので、私が作成するので、よろしくお願いします。

次に、議長から申出があるので、発言を許可する。澁谷議長。

○澁谷議長

資料を参照されたい。8月21日の全員協議会で、6月定例会議最終日の反対討論における森谷議員の不適切発言について、嚴重注意を行うこととしていたが、当日、森谷議員が欠席され、本人を目の前にしての注意ができなかった。しかしながら、議員からは様々な意見が出たところである。この嚴重注意については、9月1日の全員協議会で森谷議員出席のもとに行ったところであるのは皆さんご存じである。

そうしたところ、資料のとおり8月25日付けで、森谷議員から、西田一平議員、遠藤議員、足立議員、笹田副議長の4名に対して、抗議及び公開質問状が届いたところである。この4名の議員から連名で、27日付けで、このとおり議長宛てに通知をもらった。内容は、記載のとおり、今回の文書は議員の私的な問題ではなく、全員協

議会という議会の場における発言及び議員間の議論に関するものである。また、同様の文書が複数の議員に提出されていることから、これを個々の議員がそれぞれ対応するのではなく、議会としてどのように取り扱うことが適切なのか整理する必要がある、については、今回の抗議文、公開質問状について、議長として適切な取扱いを判断してほしい。あわせて、今後も同様の事案が生じた場合に、議員個人が対応するのではなく、議会としてどのように取り扱うべきか、あわせて検討してほしいという申入れがあったところである。

私は、この件について、議会運営委員会で協議をお願いしたいと思うため、議論をお願いする。

○岡本委員長

ただいま議長から、この件について議会運営委員会に諮る旨の発言があった。このことについて皆さんと協議をするが、暫時休憩して意見交換をしたい。

当該議員と対象の議員がここにいるため、合わせてやりたい。忌憚のない意見をお願いする。

ここで暫時休憩する。

[14 時 15 分 休憩]

[15 時 00 分 再開]

会議を再開する。

先ほど抗議文、公開質問状の取扱いについて、議長から当委員会に諮られた。このことについてどうするか皆と協議したい。まずこれに対して意見があれば伺いたい。

○柳楽委員

今後こういうものが出ることも考えられるので、その都度このような会議を行うのもどうかと思う。同様の案件については、議長預かりという対応をしてほしい。

○沖田委員

おおむね柳楽委員と同じ意見である。

○岡本委員長

この件をどうするかということについての意見が欲しい。今後こうしてほしいという意見があったほうが議論が進みやすいのではないかな。

○大谷委員

委員から発言があったように、全てが議長預かりというわけにはいかないと思うが、中身を見た上で、基本的には議長に預かってもらい対応することが適切と思う。議会として意見をまとめることが重要と思うので、各個人が全て意見表明をしなくても、その雰囲気の中で方向性が同じであれば、委員長がまとめればよいのではないかな。

○岡本委員長

ほかに意見はあるか。

○森谷議員

そもそも私は、LINEで質問に答えるので連絡がほしいと電話番号を送って、質問に答えて終わる予定であった。誰からも連絡がなく、裏で示し合わせて無視されたと感じている。それは面白くない。私はそういう意図だった、頭にきているということで終わるはずだった。それをLINEを無視し、全員協議会でも違うことを話すから、書面で質問・回答をして整理したほうがよいと思ったのである。個々の答えが違うはずなのに、なぜ全体で取りまとめて対応しようとするのか。群るな。弱虫とまでは言わないが。1対1で勝負しろ。

○大谷委員

これまで内心のことを言っていたが、皆が話を合わせていること自体もなく、森谷議員が今言ったことも内心の推測である。そのように勘ぐるような捉えを互いにすべきではないと思っている。これ以上の協議はあまり意味をなさないと思うので、今後については、先ほど言ったとおりの対応で、一応の決着を図ってもらう方向性がよいかと思う。

○森谷議員

内心の推測は誰がやってもよい。口に出すなら責任を持たなければいけない。

○大谷委員

そうしたことについては、きちんと1対1で確認をしながら、その上で文章にしていくということが必要であると考える。

(「やったじゃないか。やったのに皆が。」という声あり)

○足立委員

そろそろ議論を尽くしたと思うので終わりたいが、1点だけ、議長預かりという言葉があるが、どの時点から議長に渡すのか、こういう文書が来たら議長に渡すのか。基本的には議長によりしくお願いするということによろしいか。

○岡本委員長

議長から、今後同様の事案が生じた場合に、個人で対応するのではなく、議会としてどのように取り扱うべきか検討してほしいということで今検討した。同じようなものが出てきた場合は、議長預かりとし、その後どうするかは議長の判断とする、そういう扱いとする。よろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、そのようにお願いします。

以上で議会運営委員会を終了する。 次回は、最終日の9月30日に行う。

[15 時 10 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友